

# 2022 年度前期授業料減免 新型コロナウイルス感染症による家計急変世帯について

- 注意 これは、新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯収入等が大幅に減少した世帯を対象とした授業料減免制度です。通常の本学独自の授業料減免制度（区分1～3）ではありません。  
また、授業料減免を申請する場合は、4月中旬頃に届く授業料納付書で授業料を納付しないでください。

## 1 免除対象者

下記①～③全てに該当する者（詳細については、3ページをご覧ください。）

- ① 修学支援新制度による支援を受けていない学生。
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響によって世帯収入が大幅に減少し、授業料納付が困難であること。  
(2020 年 1 月以降の収入等と比較して、現在の収入が 50%以上減少している又は授業料月額分(44,650 円)以上減少していること。)
- ③ 学業・成績要件を満たしていること。  
(学業・成績要件の一部を緩和・拡充しています。詳細については、3ページをご覧ください。)

## 2 申請方法等

- ・申請方法 郵送 又は 申請場所へ持参
- ・申請期限 2022 年 4 月 28 日 (木) まで (※申請期限は必ず守ってください。)
- ・送付先 〒731-3194 広島市安佐南区大塚東三丁目 4-1 広島市立大学事務局学生支援室
- ・申請場所 本部棟 1 階学生支援室 窓口取扱時間 8:30~18:05 土日を除く  
※4 月 1 日~4 月 8 日は春季休業中のため、8:30~17:00 となります。

## 3 提出書類 (※必要書類は全て揃えてから提出してください。)

☑欄	上段：提出書類【対象者】 下段：注意事項
	① <b>2022 年度前期 授業料減免申請書【全員提出】</b> ⇒本人及び保証人欄は、各自が必ず自署してください。
	② <b>授業料減免申請調書 (区分Ⅲ)【全員提出】</b> ⇒右上に「区分Ⅲ」と書いてある調書を提出してください。
	③ <b>承諾書【全員提出】</b>
	④ <b>結果返信用封筒 (長3サイズ)【全員提出】</b> ⇒84 円切手を貼って、宛名に減免結果を送付してほしい住所・氏名を必ず書いてください。
	⑤ <b>住民票【全員提出】</b> ⇒学生本人を含む「世帯全員分」の住民票 (マイナンバーの記載がないもの) を提出してください。
	⑥ <b>コロナ禍の影響を受ける前の収入等を証明するもの (1 か月分)</b> ⇒ <u>2020 年 1 月以降の収入等を証明するものを、18 歳以上の同一生計者全員分を提出してください。</u> <u>昨年度以前 (2020・2021 年度) の授業料減免申請の際に提出した場合は、再度提出不要です。</u> 【提出物の例】 給与収入者：給与明細等 自営業等：帳簿等収支が分かるもの 年金受給者：年金振込通知書等
	⑦ <b>現在の収入等を証明するもの (7 月分~9 月分)【全員提出】</b> ⇒直近 3 か月 (2022 年 2 月~4 月) の収入等を証明するものを提出してください。提出物の例は、⑥と同様です。

#### 4 免除の額

授業料減免が許可された者については、納付すべき当学期授業料の全額、半額又は 1/4 を免除します。

#### 5 独立生計者について

次の①～③全てに該当する学生は、独立生計者として認定することができ、学生本人（配偶者があるときは、配偶者を含む。）の給与明細書等で収入要件を判定します。学生本人が独立生計者であることを確認するため、健康保険被保険者証のコピーを提出してください。（審査する上で、他の書類の提出を求められることがあります。）

- ① 所得税、健康保険等の被扶養者となっていない者
- ② 父母等と同居していない者
- ③ 本人（配偶者があるときは、配偶者を含む。）に収入があり、その収入について所得申告がなされ、課税証明書が発行される者

#### 6 減免の取り消し

虚偽の申請、その他不正な手段により許可を受けた場合は、その許可を取り消します。

#### 7 注意事項

※減免の申請を行った者は、減免の決定が通知されるまで授業料の納付は行わないでください。

納付されると、減免申請を辞退したことになり、納付された授業料は返還できません。

不許可・半額免除又は 1/4 免除の決定をしたときは、決定通知書と併せて納付書をあらためて送付しますので、その期限内に納付してください。

#### 8 個人情報保護について

授業料減免申請書及び添付書類に記載された個人情報は、授業料減免以外の目的に利用することはありません。

## 【授業料減免基準】

基準 免除	収入要件	学業・成績・その他要件 (全ての要件を満たすこと)
<b>全額免除</b>	<p>① 新型コロナウイルス感染症の影響により世帯収入が大幅に減少し、世帯の総所得が<u>生活保護基準以下</u>の世帯の学生。</p>	<p>① 当期の履修登録を行っていること。</p> <p>② 懲戒処分を受けていないこと。</p> <p>③ 奨学金申請等、学資確保のための努力を行っていること。</p>
<b>半額免除</b>	<p>① 新型コロナウイルス感染症の影響により世帯収入が大幅に減少し、世帯の総所得が<u>日本学生支援機構の定める第一種奨学金基準以下</u>の世帯の学生。</p>	<p>① (学部) 1 年次後期～ : 属する学部学科における学業成績が上位 3 分の 1 以内であること。</p> <p>(大学院) 修士 1 年次後期～ : 属する研究科専攻における学業成績が上位 3 分の 1 以内であること。</p> <p>博士 1 年次 : 全員対象</p> <p>博士 2 年次～ : 属する研究科専攻における学業成績が上位 3 分の 1 以内であること。</p> <p>(※修得単位数については問わない。)</p> <p>② 当期の履修登録を行っていること。</p> <p>③ 懲戒処分を受けていないこと。</p> <p>④ 奨学金申請等、学資確保のための努力を行っていること。</p>
<b>4分の1免除</b>		<p>① 当期の履修登録を行っていること。</p> <p>② 懲戒処分を受けていないこと。</p> <p>③ 奨学金申請等、学資確保のための努力を行っていること。</p>

### 問合せ先

**広島市立大学 学生支援室 学生支援グループ**  
 〒731-3194  
 広島市安佐南区大塚東 3 丁目 4 番 1 号  
 TEL: 082-830-1522  
 E-mail: [gakusei@m.hiroshima-cu.ac.jp](mailto:gakusei@m.hiroshima-cu.ac.jp)